様式第七号の二（第十条の二関係）

神奈川県指令　資循第４０３５２号　　許可番号　０１４０２０００１９２

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号

氏　　名　　松田産業株式会社

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　松田 芳明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 １ ４ 条第 １ 項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

許可の年月日　　令和 ８ 年 ８ 月１８日
（初回許可年月日　平成 ４ 年 ７ 月 ３ 日）

許可の有効年月日　　令和１５年 ７ 月 ２ 日

複写禁止

１．事業の範囲
（１）事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）

（２）産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
燃え殻、汚泥（※２※３）、廃油（※２）、廃酸（※２※３）、廃アルカリ（※２※３）、廃プラスチック類（※１※２）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※２）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※１※２）、鉱さい、がれき類（※１）、ばいじん、政令第１３号廃棄物
※１：石綿含有産業廃棄物を含む。
※２：水銀使用製品産業廃棄物を含む。
※３：水銀含有ばいじん等を含む。
（注１）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和 ８ 年 ８ 月１８日　　更新許可

５．積替え許可の有無　　無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

備考
「５．積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

神奈川県

様式第十三号の二（第十条の十四関係）

神奈川県指令　資循第７０１２号　　許可番号　０１４５２０００１９２

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　　所　　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号

氏　　名　　松田産業株式会社

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　松田　芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

許可の年月日　　令和　２年　７月　３０日
（初回許可年月日　平成　５年　７月　３０日）

許可の有効年月日　　令和　９年　７月　２９日

複写禁止

１．事業の範囲
（１）事業の区分
収集運搬（積替・保管を除く。）

（２）特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、感染性産業廃棄物
特定有害産業廃棄物
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、廃水銀等、廃石綿等
金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新及び変更の状況
令和　２年　７月３０日　更新許可

５．積替え許可の有無　　無

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　無

備考
「５．積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

神奈川県

別　表　　金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替保管を含まないものの別表

複写禁止

産廃物の種類 / 金属等の名称	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○	
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○	
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○	
有機燐化合物					○	○	○	
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○	
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○	
シアン化合物					○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル					―	―	―	
トリクロロエチレン				○	○	○	○	
テトラクロロエチレン				○	○	○	○	
ジクロロメタン				○	○	○	○	
四塩化炭素				○	○	○	○	
１・２－ジクロロエタン				○	○	○	○	
１・１－ジクロロエチレン				○	○	○	○	
シス－１・２－ジクロロエチレン				○	○	○	○	
１・１・１－トリクロロエタン				○	○	○	○	
１・１・２－トリクロロエタン				○	○	○	○	
１・３－ジクロロプロペン				○	○	○	○	
チウラム					○	○	○	
シマジン					○	○	○	
チオベンカルブ					○	○	○	
ベンゼン				○	○	○	○	
セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○	
１・４－ジオキサン		―		○	○	○	○	
ダイオキシン類		○	○		○	○	○	

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「―」は、取り扱うことのできないものを示す。